

消費生活センターだより 暮らしのスクラム



アダルトサイトなどの ワンクリック請求にご注意!!

事例①

パソコンでアイドルの情報を検索していたら、アダルトサイトに入ってしまった。無料サンプル画像をクリックしたとたん、12万円の請求画面が出た。

請求画面を消そうとしても消えず、業者に電話して「間違えて登録された」と伝えたが、「間違いでも払ってもらう」と言われた。

事例②

スマホで無料だと思ったアダルトサイトに入るといきなり登録された。

あわてて業者に連絡したら、「退会には10万円必要。コンビニで10万円分のプリペイドカード型電子マネーを買ってその番号を教えて」と言われ、番号をメールで送ってしまった。



別のサイトや広告からアダルトサイトに誘導され、いきなり登録となるケースがあります。



相手にプリペイドカード番号を伝えることは「カードの価値＝お金」を渡すことと同じです。取り戻すことは困難です。

トラブルを避けるには？

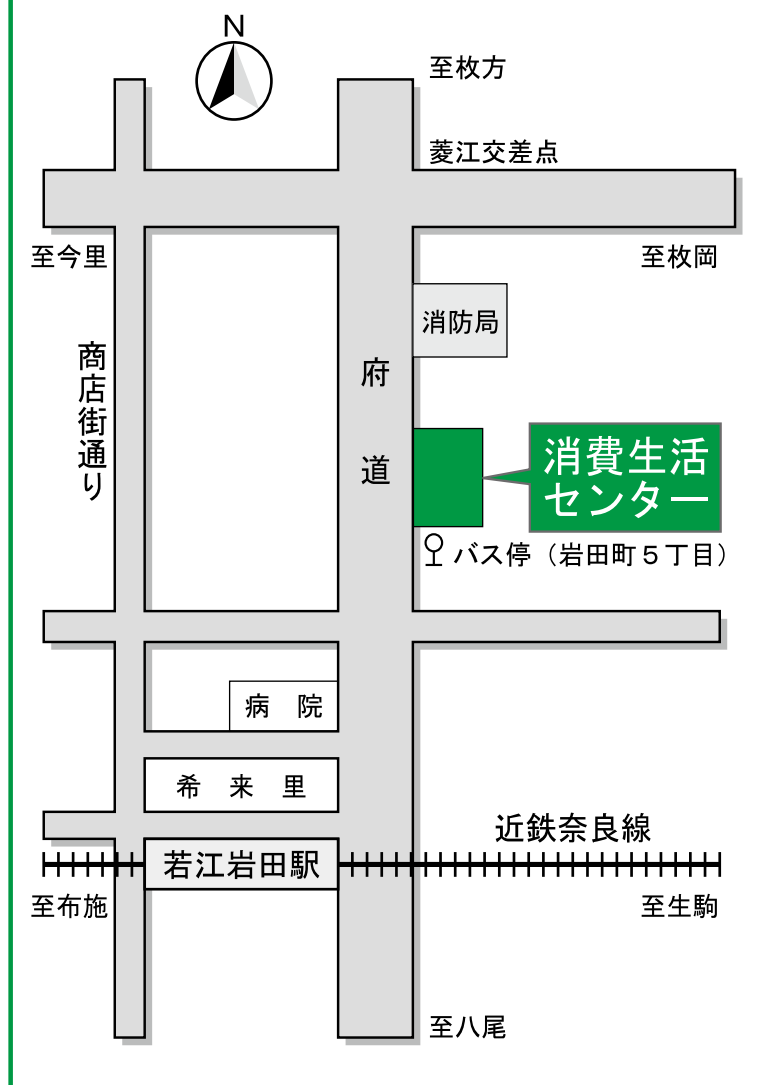
- アダルトサイトには不用意にアクセスしないこと
 - 登録になっても、すぐに業者に連絡しないこと
- ※パソコンやスマホに貼りついた請求画面の削除は、
(独)情報処理推進機構(IPA)のホームページが参考になります。

発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

消費生活センターご案内

消費生活センター案内略図



〈消費生活相談窓口は〉

●電話

072-965-0102

●受付時間

午前9時30分～午後4時まで
(土・日・祝日を除く)

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

●交通：近鉄奈良線若江岩田駅下車 北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002(事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

… 相談窓口ではこんなことをしています …

- ◆ 自主交渉の助言………消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん………契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介………センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介します。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情
- ◆ 損害賠償の請求



〈土曜・日曜の相談窓口〉

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

表面もご覧ください！